

## 多摩丘陵病院 訪問リハビリテーション 利用料金一覧表 2024.06.01～

1 利用料  要支援  要介護

## 介護予防・訪問リハビリテーション費

項目	頻度	時間	単位	1割(円)	2割(円)
予防訪問リハビリ	1日につき	20分	298	324	648
予防訪問リハビリ	1日につき	40分	596	648	1296
予防訪問リハビリ	1日につき	60分	894	972	1945
訪問リハビリ	1日につき	20分	308	335	668
訪問リハビリ	1日につき	40分	616	670	1340
訪問リハビリ	1日につき	60分	924	1005	2010
予防訪問リハビリ 12月超	1日につき	20分	268	291	583
予防訪問リハビリ 12月超	1日につき	40分	536	583	1166
予防訪問リハビリ 12月超	1日につき	60分	804	874	1749

## 加算料金

項目	頻度	単位	1割(円)	2割(円)
(予防)口腔連携強化加算	1月につき	50	54	108
(予防)退院時共同指導加算	退院時1回	600	652	1305
移行支援加算	1日につき	17	18	36
(予防)サービス提供体制加算 I	20分につき	6	6	13
(予防)訪問リハビリ短期集中リハ加算	退院3か月まで	1日につき	200	435
認知症短期集中リハ加算	退院3か月まで	1日につき	240	522

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご負担となります。

※利用者負担料金: 単位合計×地域区分10.88×自己負担の割合

1ヶ月の利用料金(概算)

円

## 2 交通費 利用料金に含まれます。

但し、通常のサービス実施地域以外の訪問においては、実費でご請求させていただきます。

(1kmにつき27円、往復分。通常の実施地域を超えた距離分を算

1回の交通費

円

1ヶ月の交通費

(概算)

円

## 利用料金内容一覧表

## 1 口腔連携強化加算 (介護・予防共通)

訪問リハビリテーションの従業者が利用者毎の口腔の健康状態の把握ならびに歯科専門職の確認を要する状態の利用者の把握を通じて、歯科専門職による適切な口腔管理の実施に結び付けていきます。

## 2 退院時共同指導加算 (介護・予防共通)

病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同で指導(退院時在宅カンファレンスに出席など)を行った際に、退院時に1回算定いたします。

## 3 移行支援加算 (要介護)

訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成したうえで、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護などに移行していくものです。(別途、評価期間が定められています)

## 4 サービス提供体制強化加算 (介護・予防共通)

3年以上勤続している常勤の理学療法士等が1名以上配置している事業所については、1回につき3単位  
7年以上勤続している常勤の理学療法士等が1名以上配置している事業所については、1回につき6単位 を加算します。

## 5 短期集中リハ加算 (介護・予防共通)

退院・退所後または初めて要介護認定を受けた認定日から3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行い週2日以上1日20分以上リハビリテーションを実施した場合は、1日200単位を加算します。週12回を限度として実施できます。

## 6 認知症短期集中リハ加算 (要介護)

認知症の方に対して、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを週2日以上実施することで、1日240単位を加算します。週2回を限度として算定します。

## 7 基本報酬の減算 (要支援)

指定介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月を超える場合は、介護予防訪問リハビリテーション費から30単位減算します。入院による中断があり、医師による指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。